

17. 介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について

介護サービス事業者は、利用者やその家族についての個人情報をデータベース化し、事業の用に供していることから、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく個人情報の取扱いが求められるところです。また、他人が容易には知り得ない要配慮個人情報（※）を取り扱う機会も多いと考えられます。

このため、介護サービス事業者は、その取り扱う個人情報の重要性に鑑み、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

※本人の人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師の診療等の情報が含まれる個人情報をいう（個人情報保護法第2条第3項）

1. 守るべき4つの基本ルール

個人情報保護法では、個人情報の取扱いについて、4つの基本ルールを規定しています。

①個人情報の取得・利用

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています（個人情報保護法第17条第1項）。

また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に、速やかに本人に通知又は公表する必要があります。

②個人データの保管・管理

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています（個人情報保護法第23条）。

また、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい、滅失や毀損が発生してしまった場合、個人情報保護委員会への報告及び、漏えい等が発生したことを本人に通知する必要があります。

③個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません（個人情報保護法第27条第1項）。

ただし、法令に基づく場合や委託、事業承継、共同利用の場合等は例外的に、第三者提供の本人の同意が不要になります。

また、第三者に個人データを提供した場合、第三者から個人データの提供を受けた場合は、一定事項を確認・記録する必要があります（個人情報保護法第29条、30条）。

④保有個人データの開示請求等

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求を受けた時は、原則として当該請求に対応しなければならないとされています（個人情報保護法第33条～35条）。

2. 個人情報の取扱いに関する参考資料

個人情報保護法に基づく個人情報の適正な取扱いに関して、安全管理措置や漏えい等報告の方法等の具体的な内容を規定したガイドラインや研修資料等が掲載されていますので、改めて確認し、法令等を遵守した適正な運営を行ってください。

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>（厚生労働省）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>（個人情報保護委員会）
- 個人情報の研修資料・ヒヤリハットコーナー
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/hiyarihatto/>（個人情報保護委員会）
- 個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介
<https://www.gov-online.go.jp/ppc/202209/video-281584.html>（政府広報オンライン）
- 個人情報保護委員会による各種説明会等の開催及び講師派遣について
<https://www.ppc.go.jp/news/pr2/>（個人情報保護委員会）
- 個人情報保護法ハンドブック
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf（個人情報保護委員会）
- 個人データの漏えい等報告について
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/roueihoukoku_leaflet_2023.pdf（個人情報保護委員会）